資料 3

# 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ~ともに生きる社会を目指して~ に基づく基本計画に関する計画案について

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課精神保健医療グループ 令和6年2月

### 目次

- 1 計画の構成
- 2 精神保健福祉施策に関する計画案(前回からの変更部分)
- 3 パブリックコメントの結果について
- 4 今後のスケジュール

### 1 計画の構成

総論

地域共生社会の実現に向けて、障害福祉に関する取組みを、どのように進めていくのか。神奈川県が「当事者目線の障害福祉」の考えに至った、これまでの経緯・現状等を掲載

各論

#### I <u>すべての人のいのちを大切にする取組み</u>

- 1. すべての人の権利を守るしくみづくり
- 2. ともに生きる社会を支える人づくり

各論

#### Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

- 3. 安心して暮らせる地域づくり
- 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

※ 各論では、各項目ごとに、

- ・「現状と課題」
- ・「取組みの方向性」
- ・「数値目標」
- ・「障害当事者の声(一部)」

等を掲載

各論

#### Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み

- 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- 6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

各論

#### IV <u>地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み</u>

- 7. ともに生きるための意識づくり
- 8. ともに育つための教育の振興
- 9. ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興

資

料|

取組みに関する実績値や目標値などの関連数値を一覧化し掲載

あわせて、専門用語や障害福祉に関する各種マーク、計画策定の経過等をまとめ掲載

3

#### I すべての人のいのちを大切にする取組み

計画案(前回からの変更点)	基本計画素案
1 すべての人の権利を守るしくみづくり (1)権利擁護の推進、虐待の防止 <取組みの方向性> 精神科病院における障害者虐待防止への取組み 精神保健福祉法の改正に伴い、精神科病院内における精神障害者への虐待が発生した際の通報窓口を県に設置します。 また、必要に応じ精神科病院への立入等の適切な対応を行い、精神障害者の権利擁護を図ります。	(新規追加)

#### I すべての人のいのちを大切にする取組み

計画案(前回からの変更点)	基本計画素案
1 すべての人の権利を守るしくみづくり (1)権利擁護の推進、虐待の防止 〈取組みの方向性〉 精神科病院に入院している精神障害者の権利擁護 精神科病院に入院している患者が安心して過ごせる 環境を整えると共に、市町村長同意により医療保護入院した入院患者等の孤独感の低減や自尊心の向上を図るため、入院者の不安や気持ちを傾聴する訪問支援員の養成と精神科病院への派遣を行います。	(新規追加)

#### I すべての人のいのちを大切にする取組み

計画案(前回からの変更点)			基本計画素案
1 すべての人の権利を守るしくみづくり (1)権利擁護の推進、虐待の防止 <数値目標>			(**C+B)** + B)
把握する状況	現状値	見込量	(新規追加)
入院者訪問支援員の 訪問回数	_	95回 (2026年度)	

#### Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

計画案(前回からの変更点)	基本計画素案
3 安心して暮らせる地域づくり (1)地域生活移行支援等の充実 〈取組みの方向性〉 精神障害者を支援するピア活動の推進と普及啓発 市町村長同意により医療保護入院した入院患者等に 対して、訪問支援員が精神科病院を訪問し、入院患者 の不安や気持ちを傾聴する中で、自尊心の向上や孤立 感の低減に努めます。さらに、入院患者の地域生活移 行を促進するため、ピア(当事者)サポーターによる 病院訪問等を通じた退院意欲喚起を行うなど、医療と 福祉が連携した切れ目のない支援を提供していきます。	(新規追加)

- (1) 意見の募集期間 令和5年10月19日(木)から令和5年11月24日(金)
- (2)精神保健医療関連の意見提出件数 2件
- (3)内容区分内訳

			区分	延べ件数
1	総論			1
2	各論	Ι	すべての人のいのちを大切にする取組み	1

### (4) 反映区分内訳

区分	延べ件数
A 新たな計画案に反映するもの。	0
B 新たな計画案には反映していないが、意見のあった 施策等は既に取り組んでいるもの。	0
C 今後の施策運営の参考にするもの。	1
D 反映できないもの。	0
E その他(感想や質問等、A~Dに該当しないもの)	1
合 計	2

### 【C 今後の取組の参考にするもの(抜粋)】

計画の該当箇所	意見の概要
総論 6.国と国連の動向	障害者の権利条約の中で、改善勧告が出されている。地域移行や強制入院について考えていかないといけない。 地域移行について、事業所が取り組もうとすると課題が山積している。それをどうしていくのか、具体策を示してもらわないと、事業所は続けていくことができない。

#### 【E その他(感想や質問等、A~Dに該当しないもの)】

計画の該当箇所	意見の概要
各論 I すべての人のいのちを 大切にする取組み (2)障害を理由とする差 別の解消	精神障害者には「頭のおかしい人」「近寄ってはいけない人」、果ては「犯罪を起こす恐れのある人」という根強い偏見の目が向けられる。 精神障害者と言っても心穏やかに過ごしたいと願っている。それが許されない社会であるのなら、精神障害者は自殺するほか道はないのか。

### 4 今後のスケジュール

令和6年2月 精神保健福祉審議会 障害者施策審議会

令和6年3月 常任委員会報告(計画案) 当事者目線による障害福祉推進条例に基づく基本計画 策定